

## 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

### 那覇市介護予防ケアマネジメント

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA/基本報酬 (対象：訪問型従前相当サービス、通所型従前相当サービス、訪問型サービス・活動A、通所型サービス・活動A)	介護予防ケアマネジメント費 居宅要支援被保険者と事業対象者	442	1月につき	
A F	2122	介護予防ケアマネジメントB/基本報酬 (対象：訪問型サービス・活動C、通所型サービス・活動C)	介護予防ケアマネジメント費 居宅要支援被保険者と事業対象者			310
A F	2123	介護予防ケアマネジメントC/基本報酬 (対象：訪問型サービス・活動B(地域支えあいサービス個人登録・団体登録)、通所型サービス・活動B(住民主体サービス))	介護予防ケアマネジメント費 居宅要支援被保険者と事業対象者			442
A F	4001	介護予防ケアマネジメント(ABC共通) 初回加算	初回加算			300
A F	5001	介護予防ケアマネジメントA/B委託連携加算	地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供した場合に加算	300	利用者につき 1回	
A F	5002	介護予防ケアマネジメントB自立支援加算	専門職委託によるサービスを実施する場合において、当該サービス終了時に、第1号介護予防支援事業、地域の通いの場等の活動へ移行した場合に加算	528	利用者につき 1回	

#### 介護職員等処遇改善加算

A F	5003	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算	厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合に加算	ケアマネジメントB基本報酬	7	1月につき
A F	5004	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算	厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合に加算	ケアマネジメントA、C基本報酬	9	1月につき
A F	5005	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算	厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合に加算	ケアマネジメントB基本報酬+初回加算(委託連携加算)	13	1月につき
A F	5006	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算	厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合に加算	ケアマネジメントA基本報酬+初回加算(委託連携加算)、ケアマネジメントC基本報酬+初回加算	16	1月につき
A F	5007	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算	厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合に加算	ケアマネジメントB基本報酬+自立支援加算	18	1月につき
A F	5008	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算	厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合に加算	ケアマネジメントB基本報酬+初回加算+委託連携加算	19	1月につき
A F	5009	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算	厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合に加算	ケアマネジメントA基本報酬+初回加算+委託連携加算	22	1月につき

#### 高齢者虐待防止措置未実施減算

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A F	4011	介護予防ケアマネジメントA/高齢者虐待防止措置未実施減算	介護予防ケアマネジメントにおける厚生労働大臣の定める基準に満たない場合の減算	-4	1月につき
A F	4012	介護予防ケアマネジメントB/高齢者虐待防止措置未実施減算	介護予防ケアマネジメントにおける厚生労働大臣の定める基準に満たない場合の減算	-3	
A F	4013	介護予防ケアマネジメントC/高齢者虐待防止措置未実施減算	介護予防ケアマネジメントにおける厚生労働大臣の定める基準に満たない場合の減算	-4	

#### 業務継続計画未実施減算

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A F	4021	介護予防ケアマネジメントA/業務継続計画未実施減算	介護予防ケアマネジメントにおける厚生労働大臣の定める基準に満たない場合の減算	-4	1月につき
A F	4022	介護予防ケアマネジメントB/業務継続計画未実施減算	介護予防ケアマネジメントにおける厚生労働大臣の定める基準に満たない場合の減算	-3	
A F	4023	介護予防ケアマネジメントC/業務継続計画未実施減算	介護予防ケアマネジメントにおける厚生労働大臣の定める基準に満たない場合の減算	-4	